

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンテネグロ	中核病院医療機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と モンテネグロ共和国政府との間 の交換公文	中核病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	441,000千円 H19.12.19まで	H18.12.20 ポドゴリ ツツアで (同日)	日本側 長井忠在セルビア ・モンテネグロ大使 モンテネグロ側 ミラレン・ ローチャェン外務大臣	H19. 1. 9 10号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。